市民法律相談の予約方法の変更について

1 概要

市民相談室が実施する市民法律相談(弁護士による相談)のうち、本庁で実施している分については、これまで相談当日のみの予約受付としてきました。

この予約受付期間につき、利用希望者の利便性を考慮し、4月1日より、2週間前からの予約ができるように変更します。

	現行制度	4月以降
字坛担託	本庁	本庁
実施場所	市民相談室面談室	市民相談室面談室
実施日	毎週火・金曜日	毎週火・金曜日
予約方法	電話	電話
予約受付日	<u>相談当日のみ</u>	相談日の <u>2週間前から</u> 当日まで

2 制度移行期の取扱い

3月中は、従前どおり当日受付とします。

4月は、2日、5日、9日、12日実施分については4月1日を受付開始日とし、16日以降 実施分については相談日の2週間前を受付開始日とします。

※矢印は予約受付期間

3月				4月															
28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
木	金	±	Ш	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	相				相			相				相			相				相
	談				談			談				談			談				談
	日				日			日				日			日				日
	J																		
			,																

3 周知方法

- ・広報あかし4月1日号 「4月の市民相談」
- ・ 市ホームページ
- ・チラシ (市民相談のしおり)
 - →市民相談室、あかし総合窓口、各市民センター、各サービスコーナーに配架
- 市民相談室窓口での案内